

二〇一八年一月二五日
発行刷



第 101 卷 第 1 号 史学・地理学・考古学

特 集

学びのネットワーク

史 学 研 究 会

京都大学大学院文学研究科内

特集 学びのネットワーク

特集「学びのネットワーク」によせて……………小野 沢 透 (1)

論 説

「ムーサに仕える輩たち」と後期ローマ帝国……………西 村 昌 洋 (9)
——教養知識人と帝国・皇帝体制——

南宋における四書疏釈書の登場とその要因……………田 中 秀 樹 (44)
——師説の継承と出版文化——

一七世紀の西アフリカにおける奴隷化の論理……………荊 谷 康 太 (83)
——アフマド・バーバー『階梯』の分析——

ロシアのウラマーとイスラーム
教育網に関する試論……………磯 貝 真 澄 (116)
——一九世紀前半まで——

富岡鉄斎が顕彰する国史……………高 木 博 志 (150)
——名教の精神を芸術に寓す——

明治期の華族による考古学研究……………平 田 健 (189)
——阿部正功子爵と二条基弘公爵の活動を中心に——

「社会的責任を考えるコンピュータ専門家の会
(Computer Professionals for
Social Responsibility)」の成立と発展……………喜 多 千 草 (225)

産業集積の進化と近接性のダイナミクス……………水 野 真 彦 (261)
——知識学習とネットワークの視点から——

2017年度史学研究大会・講演要旨

2017年度史学研究会総会・大会の記録

Special Issue
Networks of Learning

ONOZAWA Toru, Foreword (1)

Articles:

- NISHIMURA Masahiro, 'Fellow Servants of the Muses'
in the Later Roman Empire:
Litterati and Empire (9)
- TANAKA Hideki, The Chief Causes of the Appearance
of the *Collective Commentaries* on the *Four Books* during
the Southern Song: The Transmission of Teachings and
Publishing Culture (44)
- KARIYA Kota, The Logic of Enslavement
in Seventeenth-Century West Africa:
An Analysis of Aḥmad Bābā's *Mi'rāj* (83)
- ISOGAI Masumi, The Russian 'Ulamā' and Their Islamic Educational
Network Before the Mid-Nineteenth Century (116)
- TAKAGI Hiroshi, Tomioka Tessai's and National History:
Expressing the Spirit of Confucian Morality (*Meikyō*)
through Art (150)
- HIRATA Takashi, Archaeological Investigations by
Viscount Abe Masakoto and Prince Nijō Motohiro
in the Meiji period of Japan (189)
- KITA Chigusa, The Establishment of Computer Professionals
for Social Responsibility and Its Role in Shaping Arguments
in the 1980s (225)
- MIZUNO Masahiko, Cluster Evolution and Proximity Dynamics,
From a Learning and Network Perspective (261)

て説明があった。

広報（下垣仁志常務理事）からは、例
会・大会のためのポスター作成と、ホー
ム・ページの管理について報告があった。

以上の報告は、すべて原案通り承認された。
なお、これに先だつ理事会・評議員会で
決定した『史林』バックナンバーのリポジ
トリへの掲載が承認された。

大会では、次の二本の講演が行われた。

青山宏夫氏

「近世日本における坤輿万国全図の広が
り」

横田冬彦氏

「近世日本における時間と空間——『節
用集』をめぐる——」

講演者紹介と司会は、それぞれ米家泰作
評議員と上島享理事がつとめた。講演内容
は本号に掲載されているので参照されたい。
公開講演のうち、吉井秀夫理事が閉会の
辞を述べて会を終了した。

（文責 中砂明徳）

史学研究会会則

（二〇二〇年一月二日改正）

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文
学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が
集まり、史学・地理学・考古学に関する
研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内
（内常務理事四名）、監事二名、評議員
四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によつ
て選出され、総会の承認を受けるものと
する。理事長は本会を代表し、会務を統
括し、会員総会、理事会及び評議員会を
招集する。理事は理事会を構成し、会務
を処理する。とくに常務理事は、庶務・
編集・会計・広報の各事務を担当する。

監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より嘱託され、編
集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員（任期一年）
を除き、二年とする。但し、再任をさま
たげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同
する者をもつて会員とする。会員は次の
2種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、
かつこれに投稿し、また総会に参加する
ことができる。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出
し、任意に退会することができる。また、
会員が次の各号のいずれかに該当する場
合には、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、または会員である
団体が消滅した時

（2）会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前
納するものとする。会費の納入を二年分
怠った時、雑誌の送付を停止される。さ
らに一年間会費の納入を行わない場合、
会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還
しない。ただし一年分を超えて前納して
いる場合には、一年分を超える部分を返
還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適
宜例会を開く。会場等はその度にこれを

定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあてる。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動に基づく会費金額の変更は理事会がこれを行う。

『史林』投稿規定

◇資格 本会会員であること。

◇投稿受付原稿の種類、長さ

論説 一段組五四字×一九行の体裁で、

三二〇〇字以内

研究ノート 二段組二九字×二〇行の

体裁で、二〇〇〇字以内

研究動向 二段組二九字×二〇行の体

裁で、三二〇〇字以内

史料紹介 二段組二九字×二〇行の体

裁で、三二〇〇字以内

書評・論文評 二段組、八〇〇字以内
紹介 三段組、一二〇〇字程度

◇原稿の種類を明示すること。

◇いづれにおいても、本文や注だけでなく謝辞や図表・翻刻を含めて、それぞれの紙幅に収めること。

◇注は各章末に入れること。

◇「欧文タイトル」を添付すること。

◇論説には「要約」（四〇〇字以内）を添付のこと。「要約」は上記の紙幅制限の対象外とする。

◇論説および研究ノートの投稿者は、掲載が決定した時点で、「欧文要約」（六〇〇〜八〇〇語程度）を提出すること。なお、英文要約に限り、翻訳による作成依頼にも応じるが、経費は投稿者負担とする。

◇投稿に際しては、（一）プリントアウト一部もしくはPDFファイル、および（二）電子データを送付する。電子データに関する詳細は下記「補足」の〈電子データ作成要領〉を参照。電子データを準備できない場合は、あらかじめ事務局まで連絡すること。

◇図版を用いる場合は、下記「補足」の〈図版作成要領〉に従って作成、添付すること。

注意・編集委員会において、印刷技術上、

図版の修正や特殊活字の作成を要すると判断し、これを業者に委託した場合には、その経費の一部、数千円〜数万円を負担していただきます。あらかじめ了解下さい。

◇原稿の採否は、査読審査を経て編集委員会によって決定される。

送り先・史林編集委員会

〒六八五 京都市左京区吉田本町

京都大学大学院文学研究科内 史学研究会

『史林』投稿規定「補足」

〈電子データ作成要領〉

・電子データは、フロッピーディスク、CD-R、CD-RW、USBフラッシュメモリーなどのメディアに保存して郵送することを原則とする。郵送に不便があるなどの事由で、メールによる投稿を希望する場合は、あらかじめ事務局に問い合わせること。

・本文の電子データは、マイクロソフト・ワード、一太郎、テキストファイルのいずれかの形式で保存し、保存形式（OSおよび使用ソフト）を明示すること。

・図版に電子データを使用する場合には、

300dpi以上の解像度とする。ソフト
(Illustrator や Photoshop など) やページ
コンパイルして事前に照会・確認をすること。

〈図版作成要領〉

- ・本文原稿中に図版の割付箇所を注記すること。
- ・仕上寸法は、最大で170mm×110mm(キャブシヨン込み)とすること。
- ・図および写真は、仕上寸法の2倍(面積4倍)程度で作成し、希望縮尺率を明記すること。
- ・図は、トレーシングペーパーや製図用ケント紙などに製図用インキで明瞭に描くこと。その際、線の太さを一定に保つため、製図用ペンを使用することが望ましい。
- ・図中の文字は写真植字を用いて印刷するので、鉛筆書きするか、上にトレーシングペーパーを重ね該当箇所に文字のみを書き入れること。また、インスタントレタリングやワープロ文字を原図に貼り付ける場合は、仕上段階の鮮明度を配慮すること。
- ・写真は、原版が十分に鮮明でコントラストが明瞭なものを選ぶこと。なお、巻頭にアート紙で印刷することを希望する場合

合は、割付・仕上等は編集委員会で調整する。その経費は投稿者負担とする。

・表は、仕上を配慮して、文字数や表現法を工夫すること。原表の掲載を希望する場合は、その旨を明記し、図版に準じた体裁を整えること。

注意・図表に不備がある場合は、投稿者に修正を依頼するか、編集委員会が修正します(経費は投稿者負担となります)。

〈論文等の電子的公開について〉

- ・著作権法第二十一条第二八条に定められた著作権を史学研究会に委譲することに同意するものとする。(第二一条は複製権、第二三条は公衆送信権に関するもの)ただし、著者が論文等を任意のサーバーに機関レポジトリ等を使って公表する場合、以下の条件を満たす限りにおいて、本会は著者が委譲した著作権の行使を認め、本会への承諾伺いも不要とする。
- イ) 『史林』の版面をそのままPDFファイルなどにして公開する場合は、掲載誌刊行後、二年を経過していること。
- ロ) 論文の出版を明らかにすること。
- ハ) 営利目的でないこと。

(二〇一七年二月二日改定)

編集後記

『史林』第一〇一卷第一号をお送りいたします。新たな一〇〇巻への第一歩となる本号には、「学びのネットワーク」をテーマといたしまして、計八本の論説をご寄稿いただきました。例年以上に豊富な誌面は大変読み応えのあるものとなっております。古今東西の学知の諸相をお楽しみください。

(谷徹也)

◆史学研究会ホームページ・アドレス

<http://www.shigakukenkuyukai.jp/index.html>

二〇一八年一月二五日印刷 定価二,〇〇〇円

史林 第一〇一卷第一号(通算第五二七号)

京都市左京区吉田本町京都大学大学院文学部研究科内

電話 (〇七五) 七五三二二七八七
FAX (〇七五) 七五三二二七八七

発行人 史学研究会

振替京都〇二〇七〇二二五一五五番
理事長 井谷鋼造

印刷所 中村印刷株式会社
京都市南区上鳥羽藤田二九

史学研究会例会のお知らせ

左記のとおり、史学研究会例会を開催いたします。多数ご来会くださいますよう、ご案内申し上げます。

日時 二〇一八年四月二一日（土） 午後一時～六時一五分

場所 京都大学文学部 新館第三講義室

テーマ 「文明」

プログラム

開会挨拶 史学研究会理事長 井谷鋼造

趣旨説明

第一部（午後一時一五分～三時四〇分）

小林 功 「生まれる文明と対峙すること——七世紀後半の地中海世界をめぐる——」

渡部森哉 「文明の誕生——古代アンデスの事例から——」

野間晴雄 「稲作と水田の文明——エコトーンと治水・灌漑技術の系譜から——」

第二部（午後四時～五時四〇分）

石川禎浩 「中国近現代における文明史観の受容とその展開」

酒井一臣 「ドン・キホーテの夢——「文明国標準」の帝国日本の国際秩序観——」

全体討論（午後五時四〇分～六時一〇分）

開会の挨拶 京都大学文学研究科歴史文化学系代表 高嶋 航

※終了後、懇親会を予定しております。奮ってご参加ください。（午後六時三十分～午後八時、参加費一般一〇〇〇円・学生五〇〇円、予約不要）

『史林』バックナンバーのリポジトリ掲載に関するお知らせとお願い

史学研究会（以下、「当会」）では、昨今の学術論文のデータベース化やインターネット上で公開の流れを受けて、当会が発行する『史林』のバックナンバーを電子リポジトリに掲載してインターネット上で閲覧できるようにする可能性について検討して参りました。去る二〇一七年一月二日に開催された理事会・評議員会および総会において、①『史林』のバックナンバーを電子リポジトリに掲載すること、②掲載する電子リポジトリについては二〇一八年六月に開催予定の理事会・評議員会で決定すること、が承認されました。

『史林』バックナンバーの電子リポジトリへの掲載を進めるためには、『史林』に掲載された記事（論説、研究ノート、研究動向、書評、紹介などを含む。以下、「論文等」）をインターネット上に公開するための著作権について、当会が著作権者から譲渡ないし許諾を受けていることが必要になります。当会といたしましては、論文等の著作権者に、著作権法第二一条（第二八条（第二一条は複製権、第二三条は公衆送信権、第二七条は翻訳・翻案権に関する規定です）に定められた権利を当会に委譲すること）に同意いただきたく存じます。

つきましては、過去に『史林』に掲載された論文等の著者が、著作権法第二一条（第二八条に定められた著作権を当会に委譲することに同意されない場合は、著者名、論文等の題目、掲載号を明記の上、二〇一八年二月三十一日までに、左記の当会事務局宛に書面にて御連絡ください。御連絡がない場合には委譲を了承されたものとして処理させていただきます。また、前掲の期日以降も、著作権委譲に同意されない旨の御連絡をいただいた場合には、当該の論文等をリポジトリから削除する形で対応いたします。

今回の著作権委譲は、『史林』を電子リポジトリに掲載することを目的とするものであり、著者が論文等を自身の研究活動（翻訳・翻案を含む）に使用すること、あるいは著者が所属研究機関などの他のリポジトリに論文等を掲載することを妨げるものではありません。（詳しくは、『史林』投稿規定の「論文等の電子的公開について」をご参照ください。）ただし、著者ないしはその遺族が所在不明で、第三者が当会に対して論文等の転載や翻訳の許可を求める場合に限り、当会がその適否を判断し、許否を決するものとします。

会員各位におかれましては、本件に関する情報を、退会された旧会員など、『史林』に論文等を掲載したことのある方々にも広く伝えてくださいますようお願いいたします。

二〇一八年一月

史学研究会

〈著作権委譲に同意されない場合の連絡先〉

六〇六八五〇一 京都市左京区吉田本町

京都大学大学院文学研究科内

史学研究会事務局

SHR@bun.kyoto-u.ac.jp

THE SHIRIN

or the

JOURNAL OF HISTORY

Vol. CI No. 1

January 2018

Special Issue

Networks of Learning

Published

by

THE SHIGAKU KENKYUKAI

(The Society of Historical Research)

Kyoto University, Kyoto, Japan

定価 2,000円

ISSN 0386-9369